

新たに地区委員になられる方へ ～地区委員について～

地区委員は、条例に基づく豊山町の非常勤特別職の公務員です。一方、自治会長は、地域の方がより良い生活を送るためにその地域で暮らす人々で結成された任意の団体（自治会）の代表者であり、その身分や役割は地区委員と異なります。自治会長の方が地区委員を兼務することもできますが、身分や役割の違いについてご理解をお願いします。

○ 身分

地区委員とは、自治会とは別に、町民の皆さまと町政をつなぐ制度として発足した、町政協力委員制度の委員です。

地区委員は、条例に基づく非常勤特別職の公務員であり、任期は4月から翌年3月までの1年間になります。

○ 役割

地区委員には、町政のうち、防災、防犯、広報、社会教育に携わるとともに、役場との連絡を密にすることで、町政に協力していただきます。

○ 対価

地区委員の業務の対価として、町から月6,500円（年間78,000円）の費用弁償をお支払いします。

○ 守秘義務

地区委員は公務員であるため、守秘義務があります。退いた後も、職務上知り得た秘密は他に漏らさないでください。

区分	地区委員	自治会長
立場	非常勤特別職の公務員 ※法律、条令等で規定	自治会の代表者 ※自治会…住民がよりよい生活を送るためにその地域で暮らす人々で結成された任意の団体
役割	①災害時における協力 ②防犯灯新設、補修の調査・報告 ③住民異動届書の調整 ④その他住民への連絡事項 ※条例・規則で規定	住民相互の協力・親睦のために行う自治活動 ※自治会の規約などで規定
対価	費用弁償 月6,500円（年間78,000円）	自治会による
任期	4月～3月の1年間	自治会による

【令和7年度の地区委員の方へ】

令和8年度の地区委員は、地区委員の立場や役割などをご理解いただいた上で選出いただきますようお願いいたします。